

# 社会福祉法人 さくら福祉会定款

## 目次

- 第一章 総則（第1条—第4条）
- 第二章 評議員（第5条—第8条）
- 第三章 評議員会（第9条—第14条）
- 第四章 役員及び職員（第15条—第22条）
- 第五章 理事会（第23条—第27条）
- 第六章 資産及び会計（第28条—第35条）
- 第七章 解散（第36条—第37条）
- 第八章 定款の変更（第38条）
- 第九章 公告の方法その他（第39条—第40条）
- 附則

## 第一章 総則

### （目的）

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の第二種社会福祉事業を行う。

- (1) 幼保連携型認定こども園を経営する事業
- (2) 一時預かり事業
- (3) 児童の福祉の増進について相談に応ずる事業

### （名称）

第2条 この法人は、社会福祉法人さくら福祉会という。

### （経営の原則）

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、（地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者 等）を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

### （事務所の所在地）

第4条 この法人の事務所を、福井県あわら市滝第63号25番地に置く。

## 第二章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7人を置く。

### (評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事1人、事務局1人、外部委員1人の合計3人で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1人以上が出席し、かつ、外部委員の1人以上が賛成することを要する。

### (評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

### (評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、各年度の総額が15万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

## 第三章 評議員会

### (構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

### (権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更

- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項  
(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎会計年度終了後3月以内に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。
- 3 評議員会に議長を置き、議長はその都度選任する。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごと第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2人は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに記名押印する。

#### 第四章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6人

(2) 監事 2人

2 理事のうち1人を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、必要と認める時は、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

## 第五章 理事会

### (構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

### (権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

### (招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集し、議長となる。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

### (決議)

第 26 条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

### (議事録)

第 27 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した議長及び監事は、議事の経過の要領及びその結果を記載した議事録を作成し、これに記名押印する。

## 第六章 資産及び会計

### (資産の区分)

第 28 条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 現金 10,000,000 円
- (2) 建物 福井県あわら市滝第 6 3 号 2 5 番地所在の鉄筋コンクリート造平屋建て及び木造平屋建て園舎 1 棟 (延 1,068.38 平方メートル) (RC984.93 m<sup>2</sup> 木造 83.45 m<sup>2</sup>)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄付された金品は、速やかに第 2 項に掲げるため、必

要な手続をとらなければならない。

(基本財産の処分)

第 29 条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、あわら市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、あわら市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

(資産の管理)

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。  
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(事業計画及び収支予算)

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の書類については、事務所に当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(事業報告及び決算)

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(1) 監査報告

(2) 理事及び監事並びに評議員の名簿

(3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

## 第七章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

## 第八章 定款の変更

(定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、あわら市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨をあわら市長に届け出なければならない。

## 第九章 公告の方法その他

(公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人さくら福祉会の掲示板に掲示するとともに、官報又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

- 1 この定款は、平成17年3月15日より実施する。
- 2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の設立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	清水	澄	郎
理事	山崎	春	男
〃	中山	佑	一
〃	谷口	行	昭
〃	上岸	洋	子
〃	七郎丸	政	夫
〃	前田	幸	恵
〃	酒井	加	代子
〃	藤田	清	美
監事	高井	亮	一
〃	見澤	美	和子

附 則

この定款は、平成19年5月2日から施行する。

(定款変更認可日)

変更内容

第1条の事業目的に「放課後児童健全育成事業 細呂木児童クラブの経営」を追加

経過：第9回理事会提案（平成19年3月24日理事会承認）

平成19年5月2日変更申請県知事認可

平成20年6月20日登記

附 則

この定款は、平成21年7月7日から施行する。

(定款変更認可日)

変更内容

第1条の事業目的に「一時預かり事業」を追加し、条文を整理



経過：第17回理事会提案（平成21年5月29日理事会承認）  
平成21年6月1日変更申請  
平成21年7月7日県知事認可  
平成21年7月14日登記

#### 附 則

この定款は、平成22年4月15日から施行する。

（定款変更認可日）

#### 変更内容

第1条の「放課後児童健全育成事業」を削除

第2章の2（評議員及び評議員会）を追加

経過：第19回理事会提案（平成22年3月16日理事会承認）

平成22年3月23日変更申請

平成22年4月15日県知事認可（福井県指令子第461号）

平成22年4月26日登記

#### 附 則

この定款は、平成23年3月25日から施行する。

（定款変更認可日）

#### 変更内容

第7条、第11条中「評議員」「評議員会」を削除

第2章の2（評議員及び評議員会）を削除

経過：第22回理事会提案（平成23年2月22日承認）

平成23年2月25日変更申請

平成23年3月25日県知事認可（福井県指令子第252号）

#### 附 則

この定款は、平成25年6月24日から施行する。

（定款変更認可日）

#### 変更内容

第11条、第14条、第24条、第25条中「福井県知事」を「あわら市長」に

改正

経過：第31回理事会提案（平成25年5月28日承認）

平成25年5月29日変更申請

平成25年6月24日あわら市長認可（あわら市指令あ福第819-2号）

#### 附 則

この定款は、平成27年3月25日から施行する。

(定款変更認可日)

変更内容

目次を追加

第1条の事業目的を(1) 幼保連携型認定こども園を經營する事業  
(2) 一時預かり事業 (3) 児童の福祉の増進について相談に応ずる  
事業に変更

第3章 評議員及び評議委員会を追加

第4章 資産及び会計 第18条第2項に(2) 建物 鉄筋コンクリート造  
平屋建て園舎1棟(延1068.38平方メートル)を追加

経過: 第36回理事会提案(平成26年8月26日承認)

平成26年8月29日変更申請

平成27年3月25日あわら市長認可(あわら市指令あ福第332-7号)

附 則

この定款は、平成29年4月1日から施行する。

(定款変更認可日 平成29年2月15日)

変更内容

目次の変更

経営の原則等2項を追加

第2章役員及び職員の第4条から第13条を削除し、第二章評議員に第  
4条から第8条を加える。

第3章評議員及び評議員会の第14条から第17条を削除し、第三章評  
議員会に第5条から第14条を加える。

第4章資産及び会計の第18条から第25条を削除し、第四章役員及び  
職員に第15条から第22条を加える。

第5章解散及び合併を削除し、第五章理事会に第23条から第27条を  
加える。

第6章定款の変更を削除し、第六章資産及び会計に第28条から第35  
条を加える。

第7章広告の方法その他を削除し、第七章解散に第36条から第37条  
を加える。

第八章定款の変更に第38条を追加する。

第九章公告の方法その他に第39条から第40条を追加する。

社会福祉法人さくら福祉会 役員名簿（公表用）

社会福祉法人さくら福祉会 理事名簿

理事の氏名	新旧	フリガナ	性別	備考
中山 佑一	再	ナカヤマ ユウカズ	男	
般若 綾子	新	ハンニャ アヤコ	女	
山田 幸子	再	ヤマダ サチコ	女	
堀川 誠一	再	ホリカワ セイイチ	男	
七野 和夫	再	ヒチノ カズオ	男	
房野 季枝	新	フサノ トキエ	女	

社会福祉法人さくら福祉会 監事名簿

監事の氏名	新旧	フリガナ	性別	備考
森川 順一	再	モリカワ ジュンイチ	男	
伊藤 泰代	再	イトウ ヤスヨ	女	

## 役員報酬額及び費用弁償に関する規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人さくら福祉会定款（以下「定款」という。）第21条の規定に基づき、さくら福祉会の理事長、理事及び監事（以下「役員」という。）の報酬額並びに費用弁償に関し、必要な事項を定める。

### (役員報酬の対象業務)

第2条 役員報酬は、次の各業務に対する対価として支給する。

- 2 理事長においては、非常勤役員として定款等に規定された職務を行うほか、この法人の日常の軽易な業務を専決し、園長を指揮監督すること。
- 3 理事においては、この法人の業務に関する議事の議決を行うため、理事会に出席すること。
- 4 監事においては、定款第18条に規定する監査業務を行うため理事会に出席すること及び理事会に出席すること。

### (役員報酬の額)

第3条 役員報酬は、次のとおりとする。

理事長 月額 20,000円

理事及び監事 理事会出席につき1回 3,500円

- 2 園長を兼ねる理事には、報酬を支給しない。

### (費用弁償)

第4条 役員がこの法人の業務のために旅行するときは、その業務を行うために要する費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額及び支給方法は、この法人の職員の例によるものとする。

### 附則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。